

広島県総合グラウンド管理規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十六号

広島県総合グラウンド管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県総合グラウンド(以下「総合グラウンド」という。)の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(管理のための適切な措置)

第二条 指定管理者は、総合グラウンドの目的を達成するため、グラウンド及び附属設備の保全管理に関し、あらかじめ十分な計画のもとに適切な措置を講じなければならない。

(開場時間等の周知)

第三条 指定管理者は、広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号。以下「条例」という。)第五条第二項又は第六条第二項の規定により、総合グラウンドの開場時間を変更し、又は総合グラウンドの全部若しくは一部を臨時に休場し、若しくは休場日に臨時に開場する場合は、あらかじめ、その旨を総合グラウンドに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の申込み等)

第四条 グラウンド及び附属設備を利用しようとする者は、別に知事が定める様式による利用申込書を指定管理者に提出し、条例第七条第一項の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。

2 前項の利用申込書のうちメインスタジアムの個人利用を内容とするものが提出された場合において、当該個人利用が夜間照明設備(条例別表第八に規定する電気設備であるものをいう。)の利用を伴うものであるときは、指定管理者は、利用許可をしてはならない。

3 グラウンド及び附属設備の利用の申込みは、次に掲げる期間内に行なければならない。ただし、特別の事情があると指定管理者が認める場合は、この限りでない。

一 専用利用の場合 利用期日の四月前から一週間前まで

二 個人利用の場合 利用当日まで

(利用許可書の交付等)

第五条 指定管理者は、利用許可をしたときは、別に知事が定める様式による利用許可書を申込者に交付するものとする。

2 前項の利用許可書は、グラウンド及び附属設備を利用する際必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用料金の周知)

第六条 指定管理者は、条例第九条第一項の規定により知事の承認を受けて利用料金を定めるときは、総合グラウンドに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の返還)

第七条 条例第九条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用することができない場合は、当該利用料金の全額を返還する。

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別に知事が定める様式による利用料金返還申請書に第五条第一項の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第八条 条例第十条第一号から第四号までのいずれかに該当する場合は、利用料金を免除する。

2 条例第十条第五号に該当する場合は、利用料金の額の二分の一に相当する額を減額する。

3 条例第十条第六号又は第七号に該当する場合は、会議室の利用料金の額の五分の一に相当する額を減額する。

4 前二項の規定により算定した減額後の利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利用料金の減免の申請)

第九条 前条第一項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第十条第一号から第四号までのいずれかに該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

2 前条第二項又は第三項の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、第四条第一項の利用申込書の提出時に併せて別に知事が定める様式による利用料金減額申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(退去命令)

第十条 指定管理者は、条例又はこの規則の規定に違反した者に対し、総合グラウンドからの退去を命じることができる。

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総合グラウンドの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。